

WEB開設支援 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）が行う宮城県WEBマーケティング強化支援事業実施要領第4条第1項（3）で規定するWEB開設支援において必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県内の中小企業者・小規模企業者が、販路開拓・取引拡大に取り組む中で、WEBを有効に活用し、保有する技術や製品・事業概要等の情報を積極的に発信するための支援を行うものとする。

(実施事業)

第3条 機構は、中小企業者・小規模企業者が行おうとするWEBの新規開設及び既存のWEBの改良（以下「WEBの開設等」という。）に対し、専門家を活用した技術的支援を行うものとする。

(支援対象企業)

第4条 支援対象企業は、宮城県WEBマーケティング強化支援実施要領第3条に規定する製造業であること。（食料品製造業を除く。）

(申込及び受付)

第5条 WEBの開設等を希望する中小企業者・小規模企業者（以下「申請者」という。）は、「WEB開設支援申込書」（様式1）を機構に提出し申し込むものとする。

- 2 機構は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、前項の申込を受付することができない。
- 一 本支援により開設または改良したWEBを公表することに同意できない場合。ただし、公表することによって経営上の損失が生じることが予想される場合を除く。
 - 二 その他機構が支援の対象として相応しくないと認めた場合。

(専門家の選定)

第6条 申請者は、前条第1項の申込の際に、当機構の「専門家派遣事業」における登録専門家の中から、技術的支援を行う専門家（以下「専門家」という。）を希望することができる。希望する専門家がない場合には、申請者の支援希望等を確認のうえ、登録専門家の中から機構が選定する。

- 2 登録専門家が次の各号のいずれかに該当する場合、機構は前項の専門家として選定することができない。
- 一 申請者の役員又は社員の身分を有する者
 - 二 申請者における役員等の4親等以内の親族である者
 - 三 申請者の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者

四 申請者が発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の 50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者

五 申請者との間で、継続的に指導・助言する契約（顧問契約等）を締結している者

(支援決定)

第7条 機構は、第5条第1項の要請に基づき申請者に対してヒアリングを実施し、申請者の概況及び課題、支援希望等を聴取する。

2 機構は前項の聴取に基づき専門家を決定し、申請者及び専門家に対してそれぞれ「WEB開設支援通知書」（様式2）、「WEB開設支援依頼書」（様式3）により通知するものとする。

(支援中止)

第8条 支援決定後に申請者から取下げの申し出があった場合、機構は取下げの理由を確認し、やむを得ないものと認めた場合には、申し出を受理し支援の中止を申請者及び専門家にそれぞれ書面で通知する。

2 支援決定後に専門家から支援中止の申し出があった場合、機構は取下げの理由を確認し、やむを得ないものと認め、かつ当該専門家による支援中止に関して申請者の合意が得られた場合には、支援の中止を専門家に書面で通知する。

3 前項において、申請者が別の専門家による支援を希望する場合には、機構は改めて専門家を選定し、支援を継続する。

(支援計画表)

第9条 専門家は、申請者の支援希望等を確認のうえ、「支援計画表」（様式4）を作成し、申請者及び機構に提出するものとする。

(支援回数及び時間)

第10条 申請者に対するWEBの開設等支援回数は、2回までとする。ただし、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者及びそれらで構成する団体は、3回まで支援することができる。

2 専門家によるWEBの開設等支援1回あたりの時間は、原則として3時間以上とする。この場合において、支援場所との往復に要する移動時間は含まないものとする。

(報告書の提出)

第11条 申請者は、支援が終了した日の翌日から起算して10日以内に「WEB開設支援報告書」（様式6）を作成し、機構に提出しなければならない。

2 専門家は、支援が終了した日の翌日から起算して10日以内に「WEB開設支援業務報告書」（様式5）を作成し、機構に提出しなければならない。

(専門家の義務)

第12条 専門家は、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用してはならない。また、WEBの開設等にかかる

る業務の再委託等をしてはならない。

- 2 専門家は、機構の求めに応じ、WE Bの開設等支援にかかる進捗等について報告しなければならない。

(専門家への謝金等)

第13条 機構は、申請者及び専門家からそれぞれ第11条の報告書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を確認し、適當と認めたときは専門家に対して謝金及び旅費を支払うものとする。

- 2 謝金は支援1回につき30,000円とし、第10条第1項により決定した回数を乗じた金額を支払うものとする。
- 3 第8条第1項及び第2項により支援を中止した場合、中止が支援開始前になされた場合には謝金等は発生しない。また、中止が支援開始後になされた場合には、申請者及び専門家に支援状況を確認し、進捗に応じて謝金等の支払を行う。
- 4 旅費は機構の旅費規程に準じて支給する。ただし、専門家の在勤地は原則として専門家の勤務地とし、自宅を拠点として事業を実施している場合は、自宅を在勤地とする。
- 5 専門家の在勤地において支援が行われた場合は、旅費は支給しないものとする。

(免責)

第14条 WE Bの開設等支援の実施に関して申請者又は専門家に天災や事故等による損害が生じても、機構はその責を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、WE Bの開設等支援の実施に関し必要な事項は別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成27年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。